

安城市中小企業振興基本条例

私たちのまち安城は、かつては日本デンマークと呼ばれるほどの農業先進地として知られ、昭和30年代には大規模な工場誘致や住宅の建設などにより工業化や都市化も進み、農・工・商バランスのとれたまちとして発展してきた。安城の企業の大部分を占める中小企業は、生産や販売などの事業活動により、市内経済を支えるとともに、労働の場の提供など、地域社会にとって重要な役割を果たし、安城の発展に大きく貢献してきた。

しかしながら、近年における世界規模の経済の進展に伴う企業間競争の激化や労働力人口の減少など、中小企業を取り巻く経済環境は極めて厳しい状況が続いている。このような中で、中小企業が成長発展し、これからも安城の発展を牽引する役割を果たしていくためには、中小企業者自らが新製品の開発や生産、新たなサービスの開発や提供などの新たな事業活動の展開と経営の安定を図るとともに、市、大企業者、市民が一体となって、中小企業を支えていかなければならない。

私たちは、このような認識の下に、中小企業の振興を図り、更なる安城の発展を実現するため、ここに、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業の振興について、市、中小企業者、大企業者及び市民の役割等を明らかにするとともに、市が実施する中小企業の振興に関する施策の基本方針を定めることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって市内経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第1項各号のいずれかに該当する者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 大企業者 中小企業者以外の事業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(市の役割)

第3条 市は、中小企業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 市は、中小企業の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、地域性を考慮し、及び中小企業の実態を把握するとともに、中小企業者の意見を反映し、国、関係地方公共団体、中小企業者、中小企業又は地域産業の振興を目的とする団体、

大企業者及び市民と協力して、効果的に行うよう努めるものとする。

(中小企業者の役割)

第4条 中小企業者は、自ら率先して経営の革新（法第2条第2項に規定する経営の革新をいう。以下同じ。）、経営基盤の強化及び経済的社会的環境の変化への即応に努めるものとする。

2 中小企業者は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 中小企業者は、地域社会の一員としての社会的責任を果たし、暮らしやすい地域社会の実現に努めるものとする。

(大企業者の役割)

第5条 大企業者は、地域社会の一員としての社会的責任を果たすとともに、中小企業が自らの事業活動の維持及び発展のために重要な存在であることを認識し、中小企業との連携に努めるものとする。

2 大企業者は、中小企業の振興が市内経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第6条 市民は、中小企業の振興が市民生活の向上において果たす役割の重要性を理解し、中小企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(施策の基本方針)

第7条 市は、中小企業の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

(1) 中小企業の経営の革新を図ること。

(2) 中小企業の人材の育成、雇用の安定、資金調達の円滑化その他の経営基盤の強化を図ること。

(3) 中小企業の創業の促進及び事業の継続を図ること。

(4) 中小企業と国、関係地方公共団体、大企業及び大学等の研究機関との連携並びに中小企業者相互の連携の促進を図ること。

(5) 中小企業が地域社会と協力して取り組む活動の促進を図ること。

(6) 中小企業の振興に関する市民の理解及び協力の促進を図ること。

(財政上の措置)

第8条 市は、中小企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成24年7月1日から施行する。